

名古屋港管理組合議会告示第3号

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年名古屋港管理組合条例第1号）第31条に規定する写し（電磁的記録を用紙に出力したものを含む。以下同じ。）の作成に要する費用の額を次のように定め、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月31日

名古屋港管理組合議会

議長 伊藤 勝人

行政文書の種別	区 分	費用の額
文 書 等	複写機により複写したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	複写機により複写したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
電磁的記録	用紙に出力したもの（白黒で、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 10円
	用紙に出力したもの（カラーで、日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき 50円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したもの	1枚につき 70円

備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 本組合以外のものに委託して写しを作成した場合における費用の額は、この表の区分にかかわらず、当該委託に係る費用の額とする。
- 3 この表の区分以外のものの作成に要する費用の額は、実費とする。